

## 会議録

										記録者	廣瀬 尚哉	
供覧	部長		次長		課長		補佐		主査・係長		グループ員	
件名	令和7年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会											
年月日	令和7年8月21日(木)											
時間	午後1時30分～午後2時40分											
場所	龍ヶ崎市役所5階全員協議会室											
出席者	被保険者代表:松井委員、石崎委員、荒井委員、矢口委員 医療担当者代表:石川委員、高橋委員、野上委員、松野委員 公益代表:寺田委員、鴻巣委員、百瀬会長、石井委員 行政:健康スポーツ部 足立部長、飯田次長 健康増進課 大久保課長 (事務局)保険年金課 沼尻課長、藤田課長補佐、記録者											
会議の内容	議事(1)龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会长及び会長代理の選出について 報告(1)令和7年度国民健康保険税の本算定結果について (2)その他											
発言の内容												
事務局	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 会議に先立ち、会議資料の確認をお願いします。 事前にお送りした「令和7年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」の会議資料をお持ちでない方は、お配りしますので、お申し出ください。 その他、本日、会議資料(追加)として「議事 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会长及び会長代理の選出について」と「令和7年度第2回国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答」と書かれた資料並びに「龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会委員名簿」を机の上に置かせていただいておりますのでご確認ください。 本年5月31日付で前委員の任期が満了となりましたことから、関係団体からのご推薦や公募により、本年6月1日から原則、令和10年5月31日までの3年間、皆様を協議会委員として委嘱させていただきました。 前期から引き続き、委員をお願いしている方もおりますが、改めて、お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。 それでは、現在、お座りの席の順番で、はじめに松井委員、次に石崎委員と順番にお願いします。高橋委員まで行きましたら、向かいにお座りの野上委員から同じように順番に自己紹介をお願いいたします。  (順に自己紹介)  ありがとうございました。 続きまして、職員の紹介をさせていただきます。 本協議会の事務局であります「保険年金課」が所属しております「健康スポーツ部」部長の「足立」でございます。											
足立部長	はい。健康スポーツ部 部長の足立です。 本日は、お忙しい中「令和7年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。 当協議会は、国民健康保険法に規定された協議機関で、国民健康保険事業の運営上、重											

足立部長	要な事項について審議するものとされております。今後3年間、委員の皆様からは、忌憚のない多くのご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	<p>続きまして、「健康スポーツ部」次長の「飯田」でございます。 (飯田次長 あいさつ)</p> <p>続きまして、「健康スポーツ部 健康増進課」課長の「大久保」でございます。 (大久保課長 あいさつ)</p> <p>続きまして、本協議会の事務局「保険年金課」課長の「沼尻」でございます。 (沼尻課長 あいさつ)</p> <p>同じく、「保険年金課」課長補佐の「藤田」でございます。 (藤田課長補佐 あいさつ)</p> <p>最後に、本日の司会進行を担当いたします「保険年金課」係長の「廣瀬」でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、事務局より2点ほどお願ひがございます。</p> <p>まず、1点目です。</p> <p>本日の会議は、会議録を作成する必要がございますので、会議中のご発言は、全て録音をさせていただくことを、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、お手数をお掛けし申し訳ございませんが、発言をされる際は、挙手のうえ、指名を受けたのち、マイクスタンドにある真ん中のスイッチを押していただき、両サイドの赤いランプが点灯していることを確認してから、ご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>併せて、ご発言が終了した際には、もう一度スイッチを押して、赤いランプを消していただきますようご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、2点目です。</p> <p>本協議会は、様々な分野の皆様に、ご参加いただいておりますので、会議に費やせる時間も限られています。</p> <p>したがいまして、会議時間は最大で午後3時までとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>続いて、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況を報告いたします。</p> <p>定員12名のところ、出席が12名です。龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条の規定により、各代表から1名以上を含む過半数の出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、本日の議事に入らせていただきます。</p> <p>龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条に「会長は、会議の議長となる。」との規定がございますが、任期満了に伴う最初の会議となりますので、現時点では、まだ、会長並びに会長代理が決定しておりません。</p> <p>本来であれば仮議長を選出し、議事の進行をお願いするところですが、時間の関係上、会長が決定するまでの間、足立健康スポーツ部長が仮議長を務めさせていただいても、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>ありがとうございます。</p>
仮議長 (足立部長)	<p>それでは仮議長の方で進めさせていただきます。</p> <p>まず、傍聴者でございますが、本日の会議の傍聴希望者はおりません。</p> <p>それでは、議事(1)龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出についてです。追加でお配りしました「議事 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について」をご覧ください。</p> <p>会長及び会長代理選出につきましては、そちらにありますとおり「国民健康保険法施行令」</p>

仮議長 (足立部長)	<p>第4条第1項並びに第2項に、「公益を代表する委員の中から選挙により決定する」こと、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する」ことが、規定されております。</p> <p>新しい「公益代表者」の委員につきましては、資料中の②のとおりです。</p> <p>その右隣の③には、過去5期における、会長及び会長代理の氏名等を載せております。参考にご覧ください。</p> <p>「公益代表者」4名の中から、会長並びに会長代理をお決めいただきたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>どなたかご意見等ございましたら、お願ひいたします。</p> <p>はい。石川委員、お願ひします。</p>
石川委員	前回同様、会長に百瀬委員、会長代理に石井委員が適任かと思います。以上です。
仮議長 (足立部長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま石川委員からご推薦がございましたとおり、会長に百瀬委員、会長代理に石井委員、というご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい。それでは百瀬委員を本期の龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長に、石井委員を会長代理に決定させていただきました。</p> <p>会長が決定いたしましたので、ここで仮議長の任を解かせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、百瀬委員、会長席へ移動をお願いいたします。</p> <p>以降の進行につきましては、龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条の規定により、百瀬会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>百瀬会長、よろしくお願ひいたします。</p>
百瀬会長	<p>はい。ただいま委員の皆様のご信任をいただき会長職を仰せつかりました、流通経済大学の百瀬と申します。前期に引き続き、委員の皆様にご協力をいただきながら大役を果たして参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以降、着座にて進行させていただきます。</p> <p>まず、本会議における会議録に署名をしていただく委員を指名させていただきます。会議録は開催ごとに作成し、会長の署名以外に、2名の委員のご署名をいただいております。ご署名をいただく方は、会議に出席していただいた委員の中から、なるべく偏らない形で選ばせていただいております。</p> <p>本日の会議のご署名ですが、寺田委員、野上委員の両名に、会議録の署名をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(了承の声)</p> <p>ありがとうございます。それでは、両委員には後日、事務局から会議録の原案をお送りいたしますので、内容のご確認とご署名をお願いいたします。</p> <p>それではこれより次第に従って協議会を進めて参ります。</p> <p>議事第1号龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会、会長及び会長代理の選出については、仮議長の進行により終了いたしましたので、引き続き次第の3の報告から進めて参ります。</p> <p>では、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、報告の(1)「令和7年度国民健康保険税の本算定結果」、及びこれに対する事前質問への回答につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>(会議資料参照)</p> <p>以上、報告の(1)「令和7年度国民健康保険税の本算定結果」、及びこれに対する事前質問への回答となります。</p>

百瀬会長	ありがとうございました。ただいま事務局から、報告事項の(1)令和7年度国民健康保険税の本算定結果及びこれに対する事前質問への回答について説明がございました。 ただいまの説明に関して、ご質問等がある方は、挙手の上、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。
石崎委員	この質問に関して、お示しいただいたのが令和6年度末の実績値ですので、令和7年分については、年度末、来年4月以降に実績値が公表されるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	お答えいたします。今回の回答に使用した年報の作成は、年度が終わってすぐではなく、6月から8月にかけて作成し、各数値が確定します。令和6年度と7年度の比較増減などは、そのあとであれば、お示しできるかと思います。以上です。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 では、私の方から1つ、お聞きします。今回、本算定の結果をご説明いただきましたが、基本的には、被保険者の所得が増えたことにより、保険税収入も増えていると考えられます。 この昨年度から約1,000万円の調定額の増加という結果を受けて、国保の財政全体に対して、どのような影響があるのかをご説明いただきたいと思います。
事務局	調定額については、昨年と比較して約1,000万円の増額となっておりますが、国保の財政面では、当初予算を編成した時点では被保険者数の減少に伴い、保険税収入も減収となる見込みでした。 先ほどの説明資料のとおり、調定額が予算額に対して、6,000万円程多く入る見込みのため、結果、基金からの繰入額を減らすことも可能になり、単年度予算としては、大きな影響が出ると思います。また、繰入額が減ることで、今後、いずれ見直しを行う保険税率についても検討の幅が広がるかと考えられます。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 被保険者の減少にあわせて保険税の調定額も減る見込みであったところ、逆にプラスとなったため、国保の財政にもプラスに働き、保険税率の改正などもできる可能性がある、ということでしょうか。今後については単純なことではないでしょうが、何かお考えのことがあればお答えください。
事務局	まず、今年度の保険税収が増えたからといって、すぐに保険税率を見直すことは難しいと考えています。主な理由は3つです。 1点目が、主に保険税を財源とする国保事業費納付金が、令和6年度決算で前年比約1.8%減少しましたが、同年度の国保加入者数も前年比で約4.5%減少しています。つまり、納付金の減少率より国保加入者数の減少率が大きいため、計算上、国保事業費納付金の1人当たりの負担が増えており、今後も同様の傾向となる可能性があります。 2点目として、保険料水準の統一に関することです。以前示されていたのが、令和8年度から市町村ごとの医療費水準を反映させない納付金ベースの統一を行う予定でした。これを実施すると龍ヶ崎市など医療費水準が低い市町村は納付金額が上昇し、保険税率を引き上げざるを得なくなります。また、県の試算において、今の県内各市町村の税率のまま、完全統一をした場合、30近くの市町村で1人当たりの保険税額が大きく上昇することが見込まれることから、納付金ベースの統一も含め、一旦、保険料水準の統一について茨城県では、その取り組みが進められておりません。実質、延期となっていますが、将来的には、国や他県で推し進められているように、茨城県でも令和8年度以降、実施時期等が再度示される予定となっております。それによります考えられるのが、先ほど申し上げました納付金ベースの統一がありますので、医療費水準の低い龍ヶ崎市では、市の財政状況によらず、保険料水準の統一が進められることによって、保険税率を上げざるを得ない要素が残っています。 3点目が、後期高齢者支援金の増加です。令和4年度から6年度の3年間で団塊の世代が後期高齢者に移行しました。厚生労働省が公表している資料によると、令和6年度の医療費について、後期高齢者の1人当たり医療費は、国保加入者の約2.3倍とのことでした。今後、団塊の世代の年齢が上がるにつれて医療費も当然増加します。それに伴い、国保を含め各医療保険が負担する後期高齢者支援金も増加します。それらの影響で市町村国保の場合は、県へ支払う納付金のうち、後期高齢者支援分の増加が見込まれるため、それに備える必要が生じます。

事務局	したがって、今後、保険税率を上げざるを得ない要因が多く見込まれており、それらに備える上でも、令和6年度と令和7年度の収支だけを見て、すぐに保険税の負担を下げるることは難しいと考えています。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。
石井委員	<p>参考までにお伝えします。私は社会保険労務士ですので、主に一般企業の社会保険や雇用関係を担当しています。土浦管内の企業等を扱っていますので、龍ヶ崎に限らず稻敷市、取手市、牛久市なども含みますが、最近の国保を含め健康保険を取り巻く環境として、所得の多い農家の法人化、社保の適用拡大、新聞報道等でもありました最低賃金の引き上げ等により、来年ぐらいまではさまざまな影響を及ぼすのではないかと考えています。</p> <p>農家の株式会社設立等による法人化で言えば、今まで個人経営だった農家等の方は、従来は国保に加入していましたが、法人化すると当然、社会保険が適用されます。法人化するということは、法人化にメリットがあるということであり、所得がある方になるかと思われます。その結果、所得のある方が国保から抜けることとなります。法人化する方の中には保険税を多く納めていた限度額超過の方もいるかと思われます。</p> <p>次に、社保の適用拡大について、扶養外の収入があるが、社保に加入の要件は満たせず、国保に加入していたパートタイマーの方等が、今後、社保の適用拡大により要件を満たせば、社保に加入するようになってきます。国保は社保の適用拡大と、人口減少によるスケールダウンとあわせて、加入者が減っていくことが見込まれ、それに伴う税収減も考えられます。</p> <p>また、最低賃金が引き上げられ、茨城県の最低賃金は1,074円前後になるとされています。これは昨年と比べ時給が約70円上がることになりますので、月150時間労働のケースで月収が約1万円増加します。これにより扶養を外れてしまうことや、その際に、少し勤務時間を増やして自身で社保加入の要件を満たし、社保に加入するのか、もしくは、社保の適用拡大は企業側では保険料の負担増となるため、企業側で勤務時間などを調整して、国保のまとまるのかといった具合にさまざまなケースがでてくるかと思われます。</p> <p>このように、一般企業や個人事業主の状況を見ている立場からしますと、国保の枠組み以外での制度改定や賃金動向によっても、さまざまな影響や変化があると想定されますので、ご参考になれば幸いです。以上です。</p>
百瀬会長	ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。
松井委員	基本的なことかもしれません、資料の2ページ目、③にある「限度額超過世帯」とは具体的にどのようなことなのでしょうか。
事務局	こちらの「限度額超過世帯」についてご説明します。国民健康保険税は所得割と均等割の合計で算出します。そのうち医療給付費分を例として、計算上、所得割と均等割の合計が例えば70万円、80万円となった場合、今年度の医療給付費分の賦課限度額が66万円となっているので、それを超える税額は賦課しないようになっております。つまり、計算上は70万円、80万円となっても、66万円までしか賦課しないという扱いになります。
百瀬会長	<p>基本的に国保は、前年所得に所得割の税率を乗じて計算するのですが、計算上、所得が多い方は年間で200万、300万円といった高額の負担になる可能性もあります。</p> <p>しかし、実際には際限なく課税するのではなく、一定の限度額を超えた分については保険税を課さない仕組みになっています。資料は、龍ヶ崎市でその上限に達している世帯数がこれだけあります、ということを示しています。</p>
松井委員	<p>はい。ありがとうございます。資料のとおり該当の世帯数について、大きくは変動していないということですね。</p> <p>それと、最初のページの②令和7年度予算額・収納(見込)額で収納率の見込を「94%」としていますが、これが全国的には、どの程度の水準にあたるのか、分かればお示しください。</p>
事務局	手元に順位や数値等の資料はありませんが、茨城県から提供された収納実績によれば、龍ヶ崎市の現年度分の収納率94%(実際の数値:94.65%)、は、県内44市町村の中では上位から10位前後だったかと思います。

飯田次長	資料がありましので、補足となります。茨城県内市町村の収納率の集計結果によると、龍ヶ崎市の国民健康保険税の収納率の順位は令和6年度で11位となっています。令和5年度は、8位でしたので順位としてはやや下がっていますが、収納率自体は昨年度より上がっています。
百瀬会長	以前から龍ヶ崎市の収納率は高い方だと報告を受けています。 関連して、以前の会議の中で、外国人の方の収納率に対する課題が指摘されたと思います。そのことに対して、何か進展や新たな取り組みは進んでいるのでしょうか。
事務局	現在、具体的な取り組みは実施できていない状況です。数値で見ると、外国人の収納率はおおむね約5割にとどまっていると納税課から報告を受けています。 なお、来年度以降、国において、外国人の健康保険加入時に保険税を前倒しで納付してもらう、前納制度の仕組みが整備されます。ただし、この前納制度の採用にあたっては、強制ではなく、各市町村の裁量に委ねられる見込みです。本市としても、年度内および来年度以降にかけて、前納制度の導入の可否なども検討しながら、外国人の方の収納率を少しでも引き上げるための取り組みを進めていきたいと考えています。以上です。
事務局	補足ですが、国で検討されている制度によると、出入国在留管理庁と市区町村が連携し、外国人が在留資格の更新する際に、市区町村が持つ社会保険料等の納付状況を確認する仕組みが、令和9年から導入される予定だそうです。 そこで保険税等に未納がある場合は、在留資格の更新を拒否するとのことで、非常に強力な仕組みになると思われます。現在、そのような制度設計も国で進められていると聞いております。以上です。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 外国人の方で、龍ヶ崎市に転入後、1・2か月で研修等を終え、すぐ転出となる方については、徴収自体が非常に難しいだけでなく、本人も気づかず、滞納となっているケースもあるかと思います。 もし、ただ今説明のあった仕組みができた場合は、その1・2か月分の滞納の履歴が残りますので、後に在留期間更新の際、問題視される可能性があるということですか。
事務局	出入国在留管理庁が、どの程度の未納をもって申請を拒否するかは、まだ明らかではありません。例えば、1か月分の未納を容認するのか、一定割合以上の納付があれば許容されるのか、それとも完納でなければ認めないのか、といった細かい部分は示されていないため、現時点では制度の詳細が決まるのを待つ必要があります。
百瀬会長	ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。
石井委員	参考までにお伝えします。技能実習生制度では、各組合等を通じて外国人が来日します日本で一定期間の研修を受けます。研修内容は日本語や社会の仕組み、ごみの出し方などの基礎的な事項で、期間は通常1か月から2か月程度です。研修終了後に、農家、製造業、介護など、それぞれの受け入れ先に配属され、配属先で社会保険に加入するのが一般的ですので、この1か月から2か月の間の研修期間中は、社会保険ではなく、最初の転入先の国保に加入することになります。 また、在留資格に絡む問題では、国民年金の未納が障害になるケースが増えています。特に実習生として来日し、その後、数年日本で働いたうえで、実習生としての在留期限がなくなりました後に「特定技能」の在留資格を取得しようとする場合、滞納や未納の履歴が問題になります。現在、年金記録は年金定期便で「未納」「免除」「納付」などが確認できますが、たとえば数か月の未納でも将来の在留資格の取得に影響を与えることがあります。今後、先ほどの出入国管理庁もそうですが、将来的にはマイナンバーとの連携により、保険税や年金の未納状況がより早く・正確に把握され、在留管理に反映される可能性があります。以上です。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 入国した外国の方が、今後も日本で働きたいとなった場合、滞納状態が放置されることで、手続き上の不利益が生じることは好ましくありませんので、やはり収納率を上げていく取り組みは必要だと思います。

石井委員	もう一点、外国人の未納・滞納の問題とは別になりますが、出産育児一時金や高額療養費制度等の保険給付について、十分に理解をしたうえで、その恩恵を享受している例も耳にします。龍ヶ崎市が該当するという訳ではなく、あくまでも参考までに、国民健康保険・社会保険も含めて、例えば、海外出産に係る一時金の支給や、高額療養費制度を利用してることで、日本の高度な保険医療を最低限の支払いと済ませられることなどが挙げられます。以上です。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 保険税の軽減・免除について事前質問をいただきましたが、これに対する回答について追加で何かございますか。
石崎委員	本件についてはご回答をいただいているが、最新版は来年の6月以降とのことですので、改めて拝見させていただきます。それに関連して、全体について一つよろしいでしょうか。 この協議会の目的の一つは、龍ヶ崎市の国保事業・財政の運営の健全性に寄与(を推し量る)することだと理解しています。そのうえで、本日の会議資料には、様々な数値が羅列されています。先ほどのご質問にもありましたように、全国や茨城県内の傾向や、当市の位置付けがどうなのか、数値だけを並べていると判断がしにくいため、比較対象があると分かりやすいと感じました。 比較対象があった方が、課題や要因分析が容易になり、具体的な対策についての議論ができるではないかと思います。資料の3ページなどに一部要因分析はありますが、さらにもう一步踏み込んで、当市の状況のどこに課題があるのか、という点を明示していただけると、議論の視点が定まりやすくなると考えます。よろしくお願ひします。
野上委員	石崎議員のおっしゃるとおり、私も同じように感じておりますので、事務局の方よろしくお願いします。
百瀬会長	以前、保険税率の改正についての会議の際に、被保険者数や県内の保険税率などの資料が提示されていたかと思います。今回、委員の改選も行われましたので、龍ヶ崎市の国保の被保険者数等の状況や県内の状況等を簡潔に説明する資料を、次回の協議会の際に用意していただきてもよいかと考えますが、いかがでしょうか。
事務局	はい。ご意見ありがとうございます。 次回、会議としての議題を協議いただく前提ではあります。会長並びに委員の方からご意見いただきました。議論いただく各数値等については、本市がどのような状況に置かれているか分かるよう、お示しできる範囲で資料を準備させていただきます。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 それと、産前産後期間の保険税軽減世帯数が21世帯とありますが、これは被保険者から減免の申請を受けて、適用するという理解でよろしいでしょうか。 国民年金の第1号被保険者に対する産前産後保険料免除には、申請漏れがあるのではないかと言われていますが、保険税の場合にも申請漏れ等は発生しているのでしょうか。
事務局	産前産後期間の保険税軽減の適用は、ほとんどの場合、出生児の国民健康保険加入手続き、妊産婦及び出生児のマル福の手続き等、当課の窓口での接触機会が複数あるため、申請をいただいて適用しています。また、出産の事実について、市で把握もできるため、申請をいただいている場合は、職権で適用しています。
百瀬会長	出産育児一時金とあわせて軽減も適用させていて、もし、申請がない場合でも職権適用をしているため、基本的に漏れはないということですね。また、あわせて国民年金の保険料免除について案内することはありますか。
事務局	先ほど申し上げたとおり、当課では該当者への接触の機会が多くあります。国保・年金・マル福のそれぞれの担当が連携して漏れのないよう対応しています。また、市ホームページでも、保険税の産前産後免除のページから日本年金機構の免除のページへの外部リンクをさせ、ご案内ができるようにしてあります。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 それでは、報告第1号についてはここまでとさせていただきまして、最後に事務局より、そ

百瀬会長	の他について説明をお願いいたします。								
事務局	はい。「(2)その他」につきまして、説明をさせていただきます。  (会議資料参照)								
健康増進課	健康増進課でございます。当課では、一般的健康診査やがん検診など各種健診業務を実施しており、受診者に自己負担をいただきながら健診を実施しています。その際の自己負担額は原則として3年に一度見直しており、本年度がその見直しの時期にあたります。現在、当課で社会情勢等を踏まえつつ負担額の見直し案を検討しているところです。見直しが生じる場合は、次回会議の議事といたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。								
百瀬会長	はい。承知しました。 ただいま事務局の方から説明がございましたが、ご意見あるいはご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。 それでは特にご意見等がなければ、以上をもちまして、本日の議事についての審議を終了いたします。長時間にわたる審議、会議の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。 以降の進行は事務局にお渡しし、議長の任を解かせていただきます。 事務局、お願いいたします。								
事務局	百瀬会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。 冒頭にもお伝えしたとおり、本日の議事録の原案が完成いたしましたら、百瀬会長、寺田委員、野上委員に会議録の確認、及びご署名をお願いいたしますので、その節はよろしくお願ひいたします。 最後に、委員報酬について、簡単に説明をいたします。 市議会選出の委員以外の委員の皆様には、市の規定により委員報酬が支払われます。 後日、ご指定の金融機関口座に振り込ませていただきますが、詳細につきましては、改めて文書にてお知らせいたします。 委員各位におかれましてはご多忙な中、大変恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会を終了いたします。 本日は、大変お忙しい中、本会議へのご参加、誠にありがとうございました。								
署名									
会長	<hr/>								
会議録署名人	<hr/>								
会議録署名人	<hr/>								
情報公開	<table border="1"> <tr> <td>公開</td><td>非公開 (一部非公開を含む) とする理由 (龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)</td></tr> <tr> <td>部分公開</td><td></td></tr> <tr> <td>非公開</td><td>公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)</td></tr> </table>	公開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由 (龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)	部分公開		非公開	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)		
公開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由 (龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)								
部分公開									
非公開	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)								